

津市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 8 年 8 月 24 日

津市監査委員 畠 田 光 伸

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 片 山 光

津市監査委員 伊 藤 哲 也

別紙のとおり

第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

- 1 法第199条第5項に基づく監査（以下「随時監査」という。）
- 2 法第199条第7項に基づく監査（以下「財政援助団体等監査」という。）

第3 監査の対象

1 随時監査

(1) 工事監査

令和7年度営生学継第27号津市南郊公民館建築工事

(2) 所管部局

建設部営繕課及び教育委員会事務局教育総務部生涯学習課

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

団体名	所管部局
津市職員共済組合	総務部人事課
津市鳥獣害防止対策推進協議会	農林水産部農林水産政策課
ひさい榊原温泉マラソン大会実行委員会	スポーツ文化振興部スポーツ振興課
君ヶ野ダム公園桜まつり実行委員会	美杉総合支所地域振興課
津市人権・同和教育研究協議会	教育委員会事務局学校教育部人権教育課

(2) 財政援助団体及び出資団体の監査

団体名	所管部局
中勢森林組合	農林水産部林業振興室

(3) 出資団体の監査

団体名	所管部局
株式会社まちづくり津夢時風	商工観光部商業振興労政課

(4) 指定管理者の監査

指定管理者	対象施設	所管部局
蔦井株式会社	久居駅東口公共自転車等駐車場	市民部市民交流課
新三商事株式会社津営業所	道の駅津かわげ	河芸総合支所地域振興課
一身田寺内町の館運営委員会	津市一身田寺内町の館	教育委員会事務局 教育総務部生涯学習課

第4 監査の対象年度及び事項

監査の対象年度及び事項は、次のとおりである。

1 随時監査

監査対象工事に係る設計、積算、施工等を対象とした。

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

主に令和4年度から令和6年度までの市の財政援助に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

(2) 出資団体の監査

主に令和4年度から令和6年度までの出資団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

(3) 指定管理者の監査

主に令和4年度から令和6年度までの指定管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

第5 監査の期間

令和8年4月17日から同年7月24日まで

第6 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

また、随時監査にあつては、所管部局から提出を受けた資料のほか、設計方針、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の関係書類を調査するとともに、現地調査を実施し、所管部局の職員及び工事請負業者に説明を求めた。

なお、工事技術調査業務を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、その調査報告書を参考とした。

1 随時監査

工事監査

- (1) 仕様書、図面及び設計図書は、適切に作成されているか。
- (2) 積算の数量及び金額は、正確で、算出根拠は、明確となっているか。
- (3) 施工計画は、適切に作成され、工程管理は、適切に行われているか。
- (4) 各種検査、材料試験等は、適切に行われ、記録は整備・記帳されているか。
- (5) 現場の安全管理及び現場周辺への安全対策は、適切に行われているか。

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 財政援助団体関係

- (7) 補助金等交付対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って実施されているか。
- (4) 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。
- (7) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

- (7) 補助金等充当経費の内容確認、交付条件の履行確認及び補助効果の検証は、適正に行われているか。
- (4) 補助金等の額は、経済的に妥当なものとなっているか。

(2) 出資団体の監査

ア 出資団体関係

- (7) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (4) 会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。
- (7) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

出資団体の経営成績等を十分に把握し、必要に応じて、出資者として適正に権利を行使しているか。

(3) 指定管理者の監査

ア 指定管理者関係

- (7) 施設は関係法令の定めるところにより適正に管理されているか。
- (4) 協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
- (7) 利用料金の設定・収納、使用許可及び利用料金の減免手続は適正になされているか。
- (エ) 施設管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
- (オ) 財産管理は適正に行われているか。
- (カ) 利用者の平等利用、利便性の向上に努めているか。

イ 所管部局関係

- (7) 事業計画書及び事業報告書の提出は適正に行われているか。
- (4) 指定管理料の算定・支払・精算は適正に行われているか。
- (7) 管理運営の評価・検証は適正に行われているか。
- (エ) 利用者ニーズ・要望等の把握と改善は適正に行われているか。

第7 監査の区分

監査の結果については、次の区分を用いて講評するものとした。

1 勧告

法令、要綱等に反するとともに、故意又は重大な過失により著しく適正を欠く事項で、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2 指摘

- (1) 法令、要綱等に明らかに反していると認められるもの
- (2) 法令、要綱等に反してはいないものの、経済性、効率性及び有効性の観点に著しく反していると認められるもの

3 意見

経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの

第8 随時監査の結果

- 1 工事名：令和7年度営生学継第27号津市南郊公民館建築工事
(建設部営繕課及び教育委員会事務局教育総務部生涯学習課)
- 2 請負業者名：株式会社アイケーディ
- 3 契約の種別：条件付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 4 入札参加業者数：4者
- 5 契約年月日：令和7年12月19日
- 6 工期：当初 令和7年12月19日から令和8年9月4日まで
- 7 契約金額：180,378,000円（令和8年3月31日現在）
- 8 実施進捗率：16.1%（令和8年3月31日現在）
- 9 講評

監査した限りにおいて、監理・監督業務は、総括的に良好であると認められた。

第9 財政援助団体等監査の結果

- 1 財政援助団体の監査
 - (1) 津市職員共済組合（所管部局：総務部人事課）
 - ア 財政援助の概要（注）

津市職員福利厚生事業補助金の交付

財政援助の目的	地方公務員法第42条に基づき職員の福利厚生を図るために設置された「津市職員共済組合」が実施する諸事業について支援し、以て職員の保健、元気回復その他福利厚生 of 推進を図る	
交付の根拠	津市職員福利厚生事業補助金交付要綱	
対象事業の内容	福利厚生事業	
対象経費の内容	地方公務員法第42条に基づく職員の福利厚生事業として行う次の事業、庁内スポーツ大会、文化作品展、日帰りバスツアー事業、人間ドック等助成金、福利厚生代行サービスなど	
交付額	令和4年度	11,485,000円
	令和5年度	13,038,000円
	令和6年度	13,055,000円

(注) 財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

津市職員福利厚生事業補助金に係る審査の形骸化について（指摘）

津市職員福利厚生事業補助金の交付確定の決裁においては、津市職員共済組合から提出された実績報告書に添付すべき領収書や実績資料等の添付を欠いたまま、所管部局において決裁がされていた。また、津市職員共済組合では、津市職員福利厚生事業補助金を財源とし認定クラブに助成金を交付しているが、対象経費を認定する際に、体育及び文化クラブの各助成基準に定められた対象経費以外の経費を認定した事例が認められ、所管部局においても同様にこれらを対象経費として認定していた。

所管部局、津市職員共済組合ともに、補助金審査の形骸化が見られることから、改めて助成基準に基づく審査を行うなど、所要の措置を講じられたい。

(2) 津市鳥獣害防止対策推進協議会（所管部局：農林水産部農林水産政策課）

ア 財政援助の概要（注）

鳥獣害防止対策推進協議会負担金の交付

財政援助の目的	野生鳥獣による農林水産業等の被害を防止するため、各関係機関の連携のもと獣害対策に取り組み、農林水産業の発展並びに地域住民の生活環境の改善を図る	
交付の根拠	有害鳥獣等対策事業「鳥獣害防止対策推進協議会負担金」の予算に基づく	
対象事業の内容	野生鳥獣による被害防止対策等に関する事業	
対象経費の内容	獣害対策等に係る費用	
交付額	令和4年度	10,825,000円
	令和5年度	10,332,000円
	令和6年度	10,209,000円

(注) 財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

- (7) 鳥獣の捕獲等に係る許可証の返納及び結果の報告について（指摘）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を都道府県知事から受けた者は、同条第11項及び第13項に、許可の有効期間が満了したときは、都道府県知事に、交付された許可証を返納しなければならない旨が定められている。

しかしながら、令和5年度及び令和6年度において、津市鳥獣害防止対策推進協議会は許可証の返納及び捕獲等の結果報告を行っていなかった。

今後は、このようなことがないように、同法を遵守されたい。

- (4) 会計処理規程等の適正化について（指摘）

津市鳥獣害防止対策推進協議会会計処理規程第2条について、令和4年4月1日に国において新たな鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱が施行されたにも関わらず、規程の改正が行われていなかった。また、同規程第4条に、鳥獣被害防止総合対策交付金の対象経費と、それ以外の会計は、区分して経理する旨が定められているが、区分されていなかった。

さらに、令和6年度において、津市鳥獣害防止対策推進協議会の収支決算書に記載された精算額と、同協議会から三重県知事へ提出された国からの交付金に係る実績報告書の精算額が一致していなかった。

今後は、このようなことがないように、会計処理規程には、最新の要綱等を反映させて改正するとともに、規程等に基づく適正な事務処理が行われるよう徹底されたい。

- (3) ひさい榊原温泉マラソン大会実行委員会（所管部局：スポーツ文化振興部スポーツ振興課）

ア 財政援助の概要（注）

マラソン振興事業補助金の交付

財政援助の目的	ひさい榊原温泉マラソン大会の開催に対して支援を行い、参加者の健康増進及び体力向上並びに相互の仲間づくり及び交流の輪を広げる場の提供を目的とする	
交 付 の 根 拠	令和４年度及び５年度 津市地域かがやきプログラム事業補助金交付要綱 令和６年度 津市スポーツ振興事業補助金交付要綱	
対象事業の内容	事業費	
対象経費の内容	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費	
交 付 額	令和４年度	３，０００，０００円
	令和５年度	３，０００，０００円
	令和６年度	３，０００，０００円

（注）財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

監査した限りにおいて、当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

(4) 君ヶ野ダム公園桜まつり実行委員会（所管部局：美杉総合支所地域振興課）

ア 財政援助の概要（注）

君ヶ野ダム公園桜まつり事業補助金の交付

財政援助の目的	過疎地域のまちづくりにおける人材育成や市民活動への参加促進効果があり、過疎地域の歴史及び伝統文化の継承、保全及び活用により地域振興を図る	
交 付 の 根 拠	令和４年度及び５年度 津市地域かがやきプログラム事業補助金交付要綱 令和６年度 津市過疎地域振興事業補助金交付要綱	

対象事業の内容	過疎地域のまちづくりにおける人材育成に係る事業、過疎地域の歴史及び伝統文化の継承、保全及び活用に係る事業等	
対象経費の内容	補助事業に要する費用（事業費及び事務費）	
交 付 額	令和４年度	３９５，０００円
	令和５年度	２，６５０，０００円
	令和６年度	２，６５０，０００円

（注）財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

監査した限りにおいて、当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められた。

(5) 津市人権・同和教育研究協議会（所管部局：教育委員会事務局学校教育部人権教育課）

ア 財政援助の概要（注）

津市人権・同和教育研究協議会事業補助金の交付

財政援助の目的	津市人権・同和教育研究協議会が実施する人権教育に関する研究事業、人権啓発推進事業等を支援することにより、本市における人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図る
交 付 の 根 拠	津市人権・同和教育研究協議会事業補助金交付要綱
対象事業の内容	人権教育及び人権啓発の推進に係る研修会及び講演会の実施に関する事業、人権教育及び人権啓発の推進に係る調査研究及び広報に関する事業、地域人権ネットワークの構築に関する事業、その他市長が適当と認める人権教育及び人権啓発の推進に関する事業
対象経費の内容	補助事業に要する事業費 （報償費、旅費、需用費、印刷製本費、役務費、使用料・賃借料）

交 付 額	令和４年度	6, 200, 000円
	令和５年度	6, 200, 000円
	令和６年度	6, 200, 000円

(注) 財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

(7) 津市人権・同和教育研究協議会事業補助金に係る審査の形骸化について（指摘）

津市人権・同和教育研究協議会事業補助金交付要綱第３条第１項において、交付の対象となる経費は、飲食に要する費用を除く旨が定められている。

しかしながら、令和６年度に、津市人権・同和教育研究協議会が県外出張を行った際の旅費について、朝食料金を含めた宿泊費全額を補助対象経費と認定した事例が認められた。

補助金審査に形骸化が見られることから、改めて要綱に基づく審査を行うなど、令和６年度の補助金について、所要の措置を講じられたい。

(4) 旅費と通勤手当の重複支給に対する補助金の充当について（指摘）

津市人権・同和教育研究協議会の事務局職員は、通勤手当の支給対象となる場合があるが、令和６年８月分の通勤手当が支給されている職員が、同月内に用務のため、自宅から事務局へ移動したことを理由に、旅費（車賃）を支給されていることが確認された。

職員が勤務のため、その者の住居と勤務箇所との間を往復する経路分に対し、月額固定の通勤手当が支給されるのであれば、自宅と事務局への移動に対し旅費（車賃）を支給することは重複支給に当たり、当該重複支給分を補助対象経費とすることも補助金の使途として妥当性を欠くものである。

令和６年度の補助金について、同様の状況が無いか調査し、所要の措置を講じられたい。

(7) 補助金事務の適正化について（意見）

津市人権・同和教育研究協議会の旅費に関する規程第９条別

表第１には、宿泊料の額は１夜につき１０，０００円と定められているが、令和４年度及び令和６年度の県外出張において、宿泊料が規定の額を超えることとなったため、津市人権・同和教育研究協議会と所管部局の間で協議し、宿泊料全額に補助金を充当することを決定していた。

しかしながら、この決定は全て口頭で行われており、どのような理由により決定したのか記録が残されていないことが確認された。補助金が貴重な税金を原資とするものであることを踏まえると、規定を超える特例的な運用をするのであれば、その事案の処理は、口頭ではなく、原則として文書により行われるべきである。

今後は、このようなことがないように、補助金事務の見直しを検討されたい。

２ 財政援助団体及び出資団体の監査

(1) 中勢森林組合（所管部局：農林水産部林業振興室）

ア 出資団体の概要（注）

出 資 金	9 7 , 1 4 0 , 0 0 0 円			
市の出資の状況	出 資 額	2 9 , 4 3 5 , 0 0 0 円		
	出 資 比 率	3 0 . 0 %		
主な業務の内容	加工販売、森林整備、森林管理、購買			
財 務 の 状 況	資 産	1 , 2 9 8 , 1 5 5 , 9 9 5 円		
	負 債	4 0 7 , 7 8 1 , 4 6 1 円		
	純 資 産	出資金	9 7 , 1 4 0 , 0 0 0 円	
		剰余金	7 9 3 , 2 3 4 , 5 3 4 円	
		負債・純資産合計	1 , 2 9 8 , 1 5 5 , 9 9 5 円	
損 益 の 状 況	事 業 利 益	5 4 , 7 2 3 , 6 5 5 円		
	経 常 利 益	5 7 , 9 4 9 , 2 3 3 円		
	当期剰余金	4 6 , 8 7 7 , 8 7 6 円		

（注）出資団体の概要は、所管部局が提出した監査資料及び第５３期（令和６年４月１日～令和７年３月３１日）の収支決算書を参考にまとめたものである。

イ 財政援助団体の概要

(7) 森林整備地域活動支援交付金の交付

財政援助の目的	森林経営計画作成のため、所有者の特定、境界の確認及び森林所有者の同意取り付け等にかかる経費について支援するため	
交 付 の 根 拠	津市森林整備地域活動支援交付金交付要綱	
対象事業の内容	森林経営計画作成促進及び森林境界の明確化などに向けた活動	
対象経費の内容	対象活動における人件費及び連絡費等	
交 付 額	令和4年度	7,002,000円
	令和5年度	6,979,000円
	令和6年度	9,800,000円

(4) 林地残材搬出促進事業補助金の交付

財政援助の目的	みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、森林内に放置されている間伐材の搬出を促進することで、災害に強い森林づくりを推進するため	
交 付 の 根 拠	津市林地残材搬出促進事業補助金交付要綱、津市林地残材搬出促進事業補助金実施要領	
対象事業の内容	搬出されずに林内に残置されている木材の搬出	
対象経費の内容	作業費、燃料費及び重機車両損料等、林地残材の搬出にかかる経費	
交 付 額	令和4年度	25,875,100円
	令和5年度	19,799,300円
	令和6年度	26,228,400円

(7) 強い森林づくり促進事業補助金の交付

財政援助の目的	人工林を適切に維持管理することで林業の活性化を図るとともに、森林の有する多面的機能の増進を図るため、国及び三重県の間伐等補助事業への市による追加支援を行う	
交 付 の 根 拠	津市農林業振興補助金交付要綱、強い森林づくり促進事業補助金実施要領	
対象事業の内容	国及び三重県の補助対象となる間伐、作業道開	

	設・改良、植栽事業に対する上乗せ補助	
対象経費の内容	三重県が定める標準単価に事業量を乗じて得た額から当該事業について国及び三重県から交付される補助金の額を控除した額	
交 付 額	令和４年度	３０，８４３，０００円
	令和５年度	２７，７０３，５５７円
	令和６年度	１６，７１８，０００円

(Ⅱ) 小規模森林整備促進事業補助金の交付

財政援助の目的	森林の持つ公益的機能を発揮させるため、森林所有者等が自ら行う施業面積が５ｈａ未満の小規模森林の整備（間伐及び植栽）に対する支援を行う	
交 付 の 根 拠	津市小規模森林整備促進事業補助金交付要綱、津市小規模森林整備促進事業補助金実施要領	
対象事業の内容	森林所有者等が自ら行う施業面積が５ｈａ未満の小規模森林の整備（間伐及び植栽）に対する支援	
対象経費の内容	三重県が定める標準単価に施業地面積を乗じた額	
交 付 額	令和４年度	４，４４８，８８３円
	令和５年度	５，４４４，８５６円
	令和６年度	３，７１３，９７６円

（注）財政援助の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

ウ 講評

監査した限りにおいて、当該団体の出資に係る出納その他の事務及び当該団体の補助金に係る出納その他の事務の執行が正確かつ適正に行われていると認められた。

３ 出資団体の監査

- (1) 株式会社まちづくり津夢時風（所管部局：商工観光部商業振興労政課）

ア 出資団体の概要（注）

資 本 金	３０，０００，０００円	
市の出資の状況	出 資 額	１４，９００，０００円
	出 資 比 率	４９．７％

主な業務の内容	市街地再開発、観光開発、市街地整備等まちづくりに係る調査研究、企画調整、事業推進及び実施、商店街、商店の販売促進のための共同事業等、商業振興を図るための企画、運営、指導及び情報提供等、駐車場経営及び運営、管理業務等		
財 務 の 状 況	資 産	37,866,406円	
	負 債	1,417,313円	
	純 資 産	資本金	30,000,000円
		剰余金	6,449,093円
	負債・純資産合計		37,866,406円
損 益 の 状 況	営 業 利 益	1,023,252円	
	経 常 利 益	1,023,252円	
	当 期 純 利 益	838,252円	

(注) 出資団体の概要は、所管部局が提出した監査資料及び第26期(令和6年4月1日～令和7年3月31日)の収支決算書を参考にまとめたものである。

イ 講評

- (7) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約の在り方について(意見)

令和4年度及び令和5年度商店街魅力発信・学生連携活性化業務委託、令和6年度商店街魅力発信・若者連携活性化業務委託について、中心市街地の商業の活性化に資する事業に取り組んでいること等を理由に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行っているにも関わらず、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務とは言い難い業務について一部再委託の承認を行っていた。

なお、監査対象年度内において一部再委託承認に係る範囲の見直しはされていたが、依然として一部再委託ありきの業務委託内容となっていることから、競争入札の適用を含め契約の在り方についても検討されたい。

- (4) 出資の目的について(意見)

株式会社まちづくり津夢時風は、地方公共団体から独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人である。

その経営は、原則として自助努力によって行われるべきである

が、法人の収益は所管部局からの地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約による受託事業のみとなっている。

現在は独自事業が行われていないことから、当初の出資の目的を鑑み、委託事業の発注を含め事業の公共性、公益性、法人形態、存続の前提となる条件等、時勢に即した存り方について検討されたい。

4 指定管理者の監査

(1) 蔦井株式会社（所管部局：市民部市民交流課）

ア 指定管理の概要（注）

施 設 の 名 称	久居駅東口公共自転車等駐車場	
施 設 の 設 置 目 的	原動機付自転車又は自転車を利用する者の利便を確保するとともに、駅周辺の交通の安全確保を図る	
建 築 年	令和2年	
指 定 管 理 業 務 の 範 囲	駐車場の使用の許可に関する業務、駐車場の施設、設備器具等の維持管理に関する業務、その他市長が必要と認める業務	
選 定 方 法	公募	
指定管理料の有無	無し	
指 定 管 理 料 の 精 算 の 有 無	無し	
指 定 管 理 者 の 経 営 状 況 (令和6年度)	収入	5, 147, 600円
	支出	6, 287, 000円
	収支差引	△1, 139, 400円
主な施設利用の状況（令和6年度）	利用者数：9, 665人、利用件数：9, 665件	
指定管理者総合評価（令和6年度）	やや悪いの数	無し
	悪いの数	無し

（注）指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。「△」は損失を意味する。

イ 講評

(7) 募集要項に定める応募資格の確認について（指摘）

久居駅東口公共自転車等駐車場の指定管理者募集要項の応募資格として「本社、本店又は営業所、事務所等を市内に有するなど、事故など緊急な対応を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる者」と定めているが、指定管理者は市内に事業所等を有しておらず、緊急の対応を要する場合においても当該指定管理者が委託する岐阜県内のサポートセンターが対応することになっている。

現地での緊急対応が可能とは言い難い状態であることから、事故発生時の指定管理者による緊急対応が可能な体制を構築するなど、所要の措置を講じられたい。

(イ) 第三者委託の是非について（指摘）

地方自治法第244条の2第3項では、普通地方公共団体は条例に定めるところにより法人その他の団体で当該普通地方公共団体が指定するものに公の施設の管理を行わせることができる旨を定めており、これにより指定管理者に行政処分を行わせることが可能とされている。

しかしながら、久居駅東口公共自転車等駐車場運営の管理・受付業務においては、指定管理者より一部再委託契約に係る承認申請書が提出され、所管部局は十分な検討を行わないまま漫然と当該一部再委託契約を是とし、これを承認した。

実態として、津市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例に定める行政処分を含む業務を指定管理者が直接行っておらず条例に違反した状態であることから、早急に一部再委託業務の是正を行う等、所要の措置を講じられたい。

(ロ) 仕様書に定める管理運営に係る条件の遵守について（指摘）

久居駅東口公共自転車等駐車場指定管理業務仕様書では「有人管理時間内には管理室に職員を必ず1名以上配置すること」と管理運営に係る条件が付されているが、実態としては、指定管理者の職員が配置されることはなく、一部再委託先が担っていた。

仕様書の規定に違反した状態であることから、所要の措置を講じられたい。

(2) 新三商事株式会社（所管部局：河芸総合支所地域振興課）

ア 指定管理の概要（注）

施 設 の 名 称	道の駅津かわげ	
施 設 の 設 置 目 的	本市の特産品等の展示・販売及び地域資源等に係る情報の発信を行うとともに、交流・連携の場及び休憩の場として提供し、さらには地域の防災拠点として活用することにより、本市の魅力発信、地域の活性化及び道路利用者の利便性の向上並びに地域の防災機能の充実を図り、もって地域の振興及び本市の発展に資するため	
建 築 年	平成 2 7 年	
指 定 管 理 業 務 の 範 囲	本市の特産品等の展示・販売及び地域資源等に係る情報発信のための企画及び運営に関する業務、交流・連携の場としての提供に係る企画及び運営に関する業務、防災拠点として活用される場合における支援・協力に関する業務、道の駅の施設、設備器具等の維持管理に関する業務、その他 市長が必要と認める業務	
選 定 方 法	公募	
指定管理料の有無	無し	
指 定 管 理 料 の 精 算 の 有 無	無し	
指 定 管 理 者 の 経 営 状 況 (令 和 6 年 度)	収入	5 2 6 , 2 9 0 , 0 0 0 円
	支出	5 2 5 , 6 3 3 , 5 2 7 円
	収支差引	6 5 6 , 4 7 3 円
主な施設利用の状況 (令 和 6 年 度)	利用者数 : 7 7 3 , 8 5 7 人	
指定管理者総合評価 (令 和 6 年 度)	やや悪いの数	無し
	悪いの数	無し

(注) 指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

(7) 要求水準書の遵守について (指摘)

要求水準書には、指定管理者に関する会計は独立した会計とし、

指定管理者が行う他の業務の会計と区分するものとし、団体（法人）等自身の口座とは、別の独自口座で管理すると規定されているにも関わらず、会計の区分及び独自口座での管理がされていなかった。

また、要求水準書に規定されている自主事業に係る指定管理者の認識不足等、指定管理者の業務体制実態は要求水準書と乖離していた。

所管部局は、確認、指導する機会があったにも関わらず、不適合の認識がなく容認されている現状があるため、改善策を講じられたい。

(4) 総合評価について（意見）

総合評価については、指定管理者から提出される事業計画書及び年間事業報告書等をもとに実施されるものである。

毎年度提出される事業計画書では各部門別（地域特産物、産直、レストラン、自動販売機）に区分毎に計画されているが、年間事業報告書では、物産については合算した売上高しか記載されていないことから、区分別の実績確認など内容について具体的な把握ができないにも関わらず、所管部局は指導することなく、総合評価を実施していた。

また、要求水準書「5 事業計画等」の成果目標の本来の目的は、必須項目にこだわらず、事業計画書、月例業務報告書及び事業報告書に記載された各項目のうち、重点項目への具体的な取組となる行動計画とその計画に対するPDCAサイクルがどのように実行されたのかチェックできる内容とすることにより、指定管理者の評価を適正に行うためのものであるが、いずれも形式的な内容にとどまり、施設の運営及び収支状況の実態を正確に把握するためには、十分とは言えなかった。

地域物産及び特産品等の展示・販売については、委託販売方式で行われ、手数料は低率に抑えられ、さらに地域貢献及び生産者等の負担軽減への対応も指定管理者に求めており、利益を上げるには、企業努力を求める仕組みとしていることから、所管部局においてもその企業努力を評価する知見が求められている。

事業の安定性、継続性を確保するためにも、所管部局は、運営

及び収支状況を把握した上で、総合評価を実施されたい。

- (3) 一身田寺内町の館運営委員会（所管部局：教育委員会事務局教育総務部生涯学習課）

ア 指定管理の概要（注）

施 設 の 名 称	津市一身田寺内町の館	
施 設 の 設 置 目 的	一身田寺内町における地域固有の歴史、文化等の紹介、案内等を通じて、地域の文化財の保護、保存及び活用を図るとともに、住民による積極的な交流の場として供し、地域社会の健全な発展の促進及び住民福祉の増進を図る	
建 築 年	平成14年	
指 定 管 理 業 務 の 範 囲	一身田寺内町の館の使用の許可に関する業務、一身田寺内町の館の施設、設備器具等の維持管理に関する業務、その他市長が必要と認める業務	
選 定 方 法	非公募（地域主体性）	
指 定 管 理 料 の 有 無	有り (令和6年度：3,579,000円)	
指 定 管 理 料 の 精 算 の 有 無	無し	
指 定 管 理 者 の 経 営 状 況 (令和6年度)	収入	4,220,653円
	支出	3,944,028円
	収支差引	276,625円
主な施設利用の状況（令和6年度）	利用者数：8,806人、利用件数：148件	
指 定 管 理 者 総 合 評 価 (令和6年度)	やや悪いの数	無し
	悪いの数	無し

（注）指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

イ 講評

- (ア) 津市一身田寺内町の館の設置及び管理に関する条例の遵守について（指摘）

津市一身田寺内町の館の設置及び管理に関する条例第16条において、利用料金は当該使用許可の際に指定管理者に支払わなければならないと定めているが、利用当日に利用料金の徴収が行われていた。

また、同条の別表で時間区分ごとの会議施設の利用料金を定めているが、冷暖房設備使用時の加算額の端数処理誤りが多数あり、時間区分と徴収金額が一致しない事例や、条例に定めのないロビーの使用に対して料金を徴収している事例もあった。

さらに、利用当日に冷暖房設備を使用するとして施設の利用申請をした者に対して、冷暖房設備使用時の加算額の徴収をしていない事例が散見されたが、どのような理由により加算がされなかったのか記録が残っていない状態であった。

徴収誤りについて所要の措置を講じるとともに今後は、同条例を遵守した事務を徹底されたい。

(4) 津市一身田寺内町の館の設置及び管理に関する条例施行規則の遵守について（指摘）

津市一身田寺内町の館の設置及び管理に関する条例施行規則第5条において、会議施設の使用許可申請書の提出期間が定められており、同規則第8条において、使用許可の取消しを受けようとするときは、使用許可取消届に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならないと定められている。

しかしながら、提出期間外の申請に対して、使用許可を行っている事例が多数あり、規定に依らず使用許可を取り消している事例もあった。

また、同規則において使用許可申請書等の様式を定めているが、異なる様式の申請書を使用していた。

今後は同規則を遵守した使用許可申請に係る事務を徹底されたい。

(7) 給与に係る所得税等の源泉徴収について（指摘）

毎月、職員に対して勤務日数に応じた給与と広報活動に従事した時間給を支給しているが、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収していなかった。

任意団体であっても、所得税法上の源泉徴収義務者となること

から、指定管理者は適正な源泉徴収事務を行われたい。

(エ) 要求水準書の見直しについて（意見）

要求水準書において、指定管理者が行う業務等のその他教育委員会が必要と認める事項として、入館者及び観光施設等で配布するため、各年度パンフレット15,000部、カード5,000枚、キーホルダー150部以上の発注を行うよう求めている。

しかしながら、実態としてパンフレットは過年度の余剰品と外部団体からの受領品のみを配布して新規の発注を行っておらず、カード及びキーホルダーは不足分の補充のみを行い、作成数量を正確に把握していなかった。

実態に合わない数量の発注指示は在庫の過剰保有や収支の悪化をもたらすことから、指定管理期間の満了時には同内容の必要性を含めた検討をされたい。

第10 結び

監査の結果に基づき、総括としての意見を述べて、本件監査の結びとする。

1 文書の作成及び管理等について

今回の財政援助団体等監査の対象とした所管部局及び団体において、文書の作成及び管理等が適正にされていない事象が散見された。

具体的には、財政援助団体等から所管部局に提出された報告書等の数字に誤りがあるにも関わらず、精査なく受理されている、会議及び協議等についての記録がない、意思決定が口頭でなされ文書としての記録が残されていない故に、判断の経緯及び根拠所在が曖昧になっている等、提示された文書の真正性の疑義はもとより、真偽について客観的に確認することができない事例等が見受けられた。

文書を作成し、管理することは、業務の執行を記録し、組織内外における情報共有を図り、意思決定の過程及び事実を明確化することにより、説明責任を果たす際、事実の証明に不可欠である。

このことから、組織の信頼性、透明性を高めるため、適正な文書の作成及び管理に努められたい。

2 業務委託契約における再委託について

調達契約課長発出の平成23年8月22日付け事務連絡「業務委託契

約における再委託について」において、一部再委託の承認を行う際に留意すべき事項等が明示されているにも関わらず、当該事務連絡に示される判断基準に抵触する内容で一部再委託の承認が行われていた。

また、当該事務連絡には、一部再委託の承認を行う際の事務手続が明示されているにも関わらず、受注者側から一部再委託の承認手続がなされていないものや、発注者側からの一部再委託承認結果通知書の未交付のほか、承認決定後に提出されるべき書類の確認不足が散見されるなど当該事務連絡の存在に対し認識なく事務が行われている実態が認められたため、改めてその内容を再確認し、今後は、適正な事務を執行されたい。

3 適正な補助金交付事務について

地方自治法第232条の2において普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができると規定されている。

補助金交付事務は、その多くが津市補助金等交付規則及び津市補助金審査事務規程に基づいて行われており、その他にも、所管部局の補助金交付要綱や、財政援助団体が作成した規則及び基準等が整備されているにも関わらず、特例的な判断が行われていた事例や、担当者の認識不足により交付対象経費が誤認定された事例、また、財政援助団体から実績報告書が提出された際に、必要な証憑書類が添付されていないにも関わらず、補助金審査が行われていた事例等が認められた。

補助金の交付は、当該補助事業の目的や費用対効果を十分検討した上で、補助金の目的、対象経費を明確にし、交付の要件、手続を明示することによって行われるべきものであるため、所管部局及び財政援助団体においては、適正な補助金交付事務が行われているか、改めて確認されたい。

4 指定管理者制度の運用上の課題について

行政経営課発出の指定管理者制度運用等指針には、「要求水準書（又は仕様書）は、当該施設の管理・運営に当たり、条例の趣旨等を踏まえた上で、本市が指定管理者に対し要求する業務の水準を示すもので、民間事業者の創意工夫を発揮させ、住民サービスの質の向上や管理・運営経費の縮減をめざすために作成するものです。」とされているにも関わらず、要求水準書と実際の管理及び運営状況に乖離がみられ、所管部局

及び指定管理者において、その認識もなく、要求水準書に対するチェック体制の形骸化が見受けられた。また、所管部局は、要求水準書及び協定書等に従って適正かつ確実にサービスの提供がなされているか否かを判断するために、モニタリング評価及び総合評価を実施することとなっているにも関わらず、業務実態を的確に見極めることなく、形式的な総合評価を行っていた。

これらのことから、指定管理者から提出される事業計画書、月例報告書及び事業報告書等に記載された各項目のうち、重点項目への具体的な取組となる行動計画とその計画に対し、検証可能な内容において総合評価を行い、施設の運営及び経営状況の把握を行った上で、業務実態を的確に見極め、本来の目的である「民間活力の導入」、「住民サービスの質の向上及び効率化」の視点に立ち、適正な指定管理者制度の運用を図られたい。

さらに、指定管理者制度の運用上の課題については、単なる制度運用の問題だけでなく、人件費及び物価の高騰、人口減少、公共施設の老朽化等、社会全体の構造的な変化が大きく影響を及ぼすことから、所管部局と指定管理者の共創による根本的な対応が求められている。

しかしながら、総じて、経費削減に重きを置くあまり、指定管理者が施設運営から得られる利益の減少等、指定管理者の抱える問題への認識不足及び住民サービスの質の向上への関わりが希薄になっている現状が認められた。

特に近年の社会情勢による人件費及び物価の高騰分を指定管理者の努力だけに求めることは、指定管理者の経営基盤を揺るがしかねない。所管部局は、事業報告書等から事業全体の収益等を把握し、年度協定書締結の際には、賃金水準等の変動を踏まえ適正に積算した上で、賃金スライド制を導入する等、適正な指定管理者制度の運用を検討されたい。

5 今後における適正な事務執行について

今回の財政援助団体等監査を通じ、特に継続的な業務について、何ら検証されることなく、過去の前例を漫然と踏襲し、結果、遵守すべき関係法令等の不知、誤った解釈により、行政手続における問題点に気づくことなく処理されていた事例が見受けられた。法令遵守の基本は言うまでもなく、現行の条例等が社会情勢と乖離し、事務執行に困難を来している場合があるのであれば、実態に即した規定となるよう改正も含め、

適宜見直しを行い、職員一人ひとりが適正な事務の執行に取り組まれることを期待するものである。

以上